

新見市放課後児童クラブ運営業務に係る公募型プロポーザル実施要項

1 目的

小学校に就学する児童のうち、保護者が就労等により放課後の家庭保育に欠ける児童について、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を支援し、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として、「新見市放課後児童クラブ」を設置する。

放課後児童クラブの運営にあたっては、安全で安心な運営業務を目指すとともに、費用対効果の高い事業を実施することを目的として、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者には業務を委託することとし、当該事業者をプロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

新見市放課後児童クラブ運営業務

(2) 事業内容

別紙「新見市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託業務期間

令和9年1月1日から令和13年9月30日までとする。

※地方自治法第234条の3及び新見市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2号の規定に基づく長期継続契約を予定している。

3 業務に要する費用（委託限度額）

(1) 本業務に関する費用は、令和8年度分（令和9年1月1日から令和9年3月31日まで）として、13,500,000円を上限とする。

※本業務は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

(2) 委託料として見積書に積算する必要がある経費（主なもの）

①人件費

②運営事務費

事務用品費、消耗品費、旅費、研修費、電話料金等

③利用料金収入

明記のうえ、積算の根拠とすること

(3) 委託料として見積書に積算する必要のない経費（主なもの）

①光熱水費

②施設、設備、備品の維持・更新経費（受託者の責めに帰すべき事由に係るものを除く。）

③昼食、おやつにかかる経費

※昼食は利用者が持参する。おやつは、別途、受託者が代金を徴収したうえで、提供する。

4 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 法人格を有し、本業務を行う体制を備えていること。
- (2) 過去に同種又は類似業務について、地方自治体又は地方自治体以外での業務実績があること。
- (3) 企画提案書の提出期限に、新見市の指名停止を受けていないこと。
- (4) 岡山県内に活動拠点（法人等の本店または支店・営業所、事務所等）があること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由）に該当する者
 - ②役員等が、新見市暴力団排除条例（平成23年新見市条例第32号）第2条第3号に該当する者または、同条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等の統制下にある者及び社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ③次の申立てがなされている者
 - 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始
 - 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て

5 企画提案の手続き等

(1) スケジュール（予定）

- | | |
|--------------|--------------|
| ①実施要項等公開 | 令和8年7月13日（月） |
| ②参加表明書の提出期限 | 令和8年7月31日（金） |
| ③質問書の提出期限 | 令和8年8月 5日（水） |
| ④質問回答 | 令和8年8月14日（金） |
| ⑤企画提案書等の提出期限 | 令和8年8月31日（月） |
| ⑥プロポーザル | 令和8年9月10日（木） |
| ⑦審査結果通知 | 令和8年9月14日（月） |
| ⑧契約締結 | 令和8年9月15日（火） |

※日程については、本市の都合により変更となる場合がある。

(2) 実施要項等の配布

- ①配布期間 令和8年7月13日（月）から令和8年8月31日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）
- ②配布時間 午前9時から午後5時まで

- ③配布場所 〒718-8501 新見市教育委員会教育部教育連携推進課
※実施要項等は、新見市ホームページから入手できます。

(3) 参加表明書の提出(1部)

企画提案書を提出する意思のある者は、本実施要項及び仕様書を熟知のうえ、以下の書類を提出すること。

- ①提出書類 プロポーザル参加表明書(様式第1号)
②提出期限 令和8年7月31日(金)午後5時まで
③提出方法 持参又は郵送により提出すること。(郵送の場合は、上記期限内に必着とする。)

(4) 募集内容等の質問書の受付及び回答

①質問書受付期限

令和8年8月5日(水)午後5時まで

- ②提出方法 質問書(様式第2号)を電子メールに添付し提出すること。

- ③送信先 k-renkei@city.niimi.lg.jp

- ④回答方法 回答は令和8年8月14日(金)までにすべての参加者に電子メールで回答する。

(5) 企画提案書等の提出

①提出書類

- (ア) 企画提案書(様式第3号)

※仕様書に基づく提案内容を示した書面等一式を添付

- (イ) 企業等概要(様式第4号)

- (ウ) 業務実績表(様式第5号)

- (エ) 業務体制表(様式第6号)

- (オ) 見積書及び見積内訳書(任意様式))

- (カ) 定款又は寄与行為の写し

- (キ) 登記事項証明書

※応募日から3ヶ月以内に発行されたもの

- (ク) 財務諸表(直近2期分)

- (ケ) 国税及び地方税の滞納がないことの証明書

※応募日から3ヶ月以内に発行されたもの

②提出部数

- ・正本1部、副本10部を提出すること。
- ・提案件数は1者につき1件とする。

- ③提出期限 令和8年8月31日(月)午後5時まで

- ④提出方法 持参又は郵送により提出すること。

- ・郵送の場合は、上記期限内に必着とする。
- ・企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差替えは認めない。
- ・提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計両法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。

6 受託候補者の選定

企画提案書について、新見市放課後児童クラブ運営業務委託受託候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）での審査、面接（プレゼンテーション）を実施する。

（１）プロポーザル

①日時

令和８年９月１０日（木）予定（詳細は、別途参加者に通知する。）

②場所

新見市役所南庁舎１階会議室１Ｃ

③所要時間

１提案者につき、プレゼンテーションは２０分以内、質疑応答を１５分以内とする。

④出席者

各事業者とも３名以内とする。

※プロジェクター等を使用して説明する場合は、事前に連絡すること。なお、パソコンは提案者が持参すること。

（２）審査

選考委員会は、次の要領で、（３）の評価基準及び配点に基づき、提出書類及びヒアリング内容を総合的に評価して、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

ただし、審査の結果、応募者が事業実施の目的を達成できないと判断した場合には、受託候補者の選定を行わない。

①審査した評点の合計が最も高い応募者を受託候補者として選定する。

②応募者が複数の場合で、審査の結果、合計点が同点の場合には、審査員の協議により受託候補者を選定する。

③応募者が１者の場合であっても、提案内容を審査の上、適当と認められる場合は受託候補者とする。

（３）評価基準（配点：合計１００点）

①質の高い保育サービス（２５点）

- ・地域への愛着や誇り、参画意識を育む取組
- ・現在の各放課後児童クラブの活動内容を尊重したうえで、さらにサービス向上を図る取組
- ・児童の発達に応じた支援
- ・特別な支援が必要な児童への配慮
- ・自主的な学びができる環境づくり

②保護者、小学校、地域との連携（２０点）

- ・保護者の要望、苦情等の対応
- ・小学校、地域等との連携

③危機管理体制及び安全・衛生管理等（２０点）

- ・安全・衛生に関する取組

- ・防災・防犯に関する取組
- ・アレルギー対応
- ④業務履行体制（１５点）
 - ・職員配置計画
 - ・職員管理体制
 - ・職員の資質向上、人材育成等の取組
- ⑤提案事業者の工夫や特色ある取組（１０点）
- ⑥コスト削減の取組（５点）
- ⑦見積金額（５点）
- (４) 審査結果

審査結果は、令和８年９月１４日（月）に、電子メール及び文書により通知する。なお、審査内容及び審査結果についての質問及び異議申立ては受け付けない。

7 業務委託契約に関する事項

(１) 契約手続

受託候補者と協議し、地方自治法第２３４条第２項の規定による随意契約により速やかに契約手続を進めるものとする。ただし、次のいずれかに該当し、契約を締結できない場合は、次点者を受託候補者として再度選定するものとする。

- ①受託候補者が地方自治法施行令第１６７条の４に規定する者に該当することとなったとき。
- ②受託候補者が、新見市から業務委託に係る指名除外措置を受けたとき。
- ③受託候補者が、選定後に失格となったとき。
- ④受託候補者からの見積徴取の結果、契約締結ができないとき。
- ⑤受託候補者が、本業務委託契約の締結を辞退したとき。

(２) 業務委託の仕様及び実施条件等

- ①本業務委託の仕様については、仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、発注者、受託者協議の上で定める。
- ②契約金額は原則として、提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。また、契約額の変更の有無に関わらず再度見積書を徴収する。

(３) 失格による契約の解除

本業務委託契約締結後に、契約者が本プロポーザルの参加資格を満たさないことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うものとする。

8 その他

- (１) 審査委員会は非公開とし、会議内容及び評価内容は公表しない。
- (２) 募集要件を満たさない場合や、書類審査等で問題があることが判明した場合は、選定の対象とならない。
- (３) 応募者が提出した申請書類に虚偽の記載を行った場合や選定委員に接触

- を図る等、不正な行為があった場合には、応募を無効とする。
- (4) 候補者としての選定後に、重大な不備等があることが判明した場合等には当該選定を取り消すものとする。
 - (5) 関係法令等に違反した場合は、選定を取り消し、契約の解除を行う場合がある。
 - (6) 資格審査申請に係る書類及び企画提案書の作成に要する費用並びにプロポーザルの参加に要する費用は応募者の負担とし、提出された書類は返却しない。
 - (7) 選定された受託候補者と市は、運営に関して詳細な協議を行う。
 - (8) 運営委託後、法人の財務状況及び運営状況については、市が実施する指導監査及び実地指導の対象となる。
 - (9) 申請後に応募を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式第7号）を資格審査申請書類の受付日締切までに提出すること。

9 問い合わせ先

〒718-8501

岡山県新見市新見310番地3

新見市教育委員会教育連携推進課

電話：0867-72-6156

FAX：0867-72-6120

電子メール：k-renkei@city.niimi.lg.jp